

## 令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 群馬県市町村会館管理組合

### I 職員の男女の給与の額の差異

#### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	-
全職員	94.9%

#### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号であれば、同一の額となっている。

##### (1) 役職団体別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	-
本庁課長補佐相当職	100.0%
本庁係長相当職	-

##### (2) 勤続年数別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31~35年	-
26~30年	-
21~25年	-
16~20年	-
11~15年	-
6~10年	-
1~5年	-

#### 【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員の区分は該当する職員はないため、「-」と記載。
- ・役職段階別について、本庁課長補佐相当職以外に該当する女性職員がないため、「-」と記載。また、課長補佐相当職には、男性職員がないため、男女の差異割合は、100%となる。
- ・勤続年数別について、女性職員が該当する区分は、「36年以上」のみであるが、そこに該当する男性職員がないため、男女の給与の差異が算定できないことから、「-」と記載。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数の1年目とし、情報公開の対象となる年度までの年度単位で算出している。

## II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	-

### 【説明欄】

・管理的地位にある職員について、該当する女性職員がいないため、「-」と記載。

## III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	-
本庁課長補佐相当職	50%
本庁係長相当職	-

### 【説明欄】

・課長補佐相当職以外に女性職員がいないため、「-」を記載。

#### IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

##### 1. 男女別育児休業取得率

###### (1) 常勤職員

区分	令和8年度
男性	-
女性	-

###### (2) 会計年度任用職員

区分	令和8年度
男性	-
女性	-

##### 2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	-	-	-	-
1週間以上2週間未満	-	-	-	-
2週間以上1月以下	-	-	-	-
1月超3月以下	-	-	-	-
3月超6月以下	-	-	-	-
6月超9月以下	-	-	-	-
9月超12月以下	-	-	-	-
12月超24月以下	-	-	-	-
24月超	-	-	-	-

#### 【説明欄】

・育児休業を取得した職員がないため、「-」を記載。

## V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員1人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を  
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和8年度
内部部局等	8.3時間/月
内部部局等以外	-

### 【説明欄】

- ・内部部局等以外の職員はいないため、「-」を記載。
- ・内部部局職員3名の令和7年度の時間外勤務時間の合計は25時間で1人あたり8.3時間。